

喜多方市水道事業経営等審議会 (第2回)

説明用資料 《経営戦略改定に向けた検討状況》

令和5年3月16日

建設部水道課

■諮問事項

【第2回審議会における諮問（審議）事項】

①喜多方市水道事業経営戦略改定について

- ・投資試算の検討方針、検討結果
- ・財源試算の検討方針、検討結果
- ・試算条件見直しの考え方、検討ケース
- ・採用案

②喜多方市水道料金適正化計画策定について

- ・料金算定手法の方針
- ・料金算定期間、改定率の目標値
- ・料金体系の検討方針

説明内容

1. 第1回審議会のおさらい
(水道事業の現状、経営戦略の概要等)
2. 投資・財政計画の検討条件
3. 投資・財政計画の検討結果

1. 第1回審議会のおさらい

【喜多方市水道事業の課題】

《ヒト》

- ・職員の年齢構成に偏りがある(若手職員の不足が顕著)
- ・職員減少等により、人材育成・技術継承が難しくなっている

《モノ》

- ・施設の健全度維持のため、着実な施設更新が必要である
- ・施設の耐震性が低いため、耐震化に向けた整備が急務である

《カネ》

- ・水需要の減少に伴い、給水収益の減少が見込まれる
- ・今後更新需要の増加等により経営環境の悪化が懸念される

▶ これら現状・課題を踏まえつつ、本市水道事業の将来見通しを把握する必要がある。 ⇒ 経営戦略の策定(改定)

1. 第1回審議会のおさらい

【経営戦略の概要】

経営戦略＝

将来にわたって安定的に事業を継続していくための
中長期的な経営の基本計画

【策定によるメリット】

- 投資計画により、将来的な需要を適切に把握するとともに、アセットマネジメント等の知見を活用して投資の最適化を図ることが可能となる。
- 財政計画により、必要な需要額を賄う財源を中長期的な経営の中で計画的かつ適切に確保することが可能となる。

「喜多方市水道事業ビジョン」の実現に向け、「経営戦略」を策定(改定)し、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図る

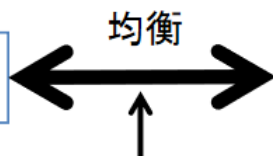
1. 第1回審議会のおさらい

【経営戦略の構成】

経営戦略[イメージ]

投資・財政計画(収支計画)

投資試算



財源試算

[投資以外の経費]

反映

効率化・経営健全化の取組方針

組織,人材,定員,給与
に関する事項

広域化,民間の資金・ノウ
ハウ活用等に関する事項

その他の経営基盤強
化の取組 (ICT活用等)

資金不足比率,資金
管理・調達,情報公開

その他重点事項(防災対
策,危機管理等)

経営戦略の特徴(想定)

- ① 特別会計ごとの策定を基本とすること。
- ② 企業及び地域の現状と、これらの将来見通しを踏まえたものであること。
- ③ 計画期間は10年以上を基本とすること。
- ④ 計画期間中に必要な住民サービスを提供することが可能となっていること。
- ⑤ 「投資試算」をはじめとする支出と「財源試算」により示される収入が均衡した形で「投資・財政計画」が策定されていること。
- ⑥ 効率化・経営健全化のための取組方針が示されていること。

1. 第1回審議会のおさらい

【既往経営戦略改定の背景・必要性】

《国からの要請》

「新経済・財政再生計画改革工程表 2021」(R3.12.23、経済財政諮問会議決定)において、経営戦略の見直し率を令和7年度までに100%とすることとされており、R4.1.25に総務省より改定推進の要請が出ている。

《質の向上》

「経営戦略策定・改定ガイドライン(H31.3.29、総務省)」にて、PDCAサイクルを通じて質を高めていくため、3～5年内の見直しを行うことが重要とされており、既往経営戦略の見通しと実績に乖離が見られていることから、見直しが必要である。

また、より実効性を伴う質の高い経営戦略にするための記載事項が整理された「経営戦略確認リスト」における、追加必須項目等を満たす必要がある。

《関連計画の反映》

既往経営戦略の策定後に作成された、「喜多方市水道ビジョン」「水道施設整備基本計画」「老朽管更新計画」を踏襲した計画とする必要がある。

近年の社会情勢の変化に対応するとともに、水道事業の将来的な「安全」「強靱」「持続」を目指し、より合理的かつ実効性のある計画に改定する必要がある。

1. 第1回審議会のおさらい

【経営戦略の改定方針】

《計画期間》

令和5年度～令和14年度(10年間)

《改定のポイント(主な見直し事項)》

- ・最新実績値(H29～R3決算及びR4予算)の反映
- ・施設の老朽化等を踏まえた更新費用の算定
(「水道施設整備基本計画」「老朽管更新計画」の反映)
- ・人口減少や物価上昇等の将来見通しを踏まえた投資・財源の試算
(最新実績を踏まえた水需要予測結果を適用)
- ・水道料金適正化に向けた検討内容の反映

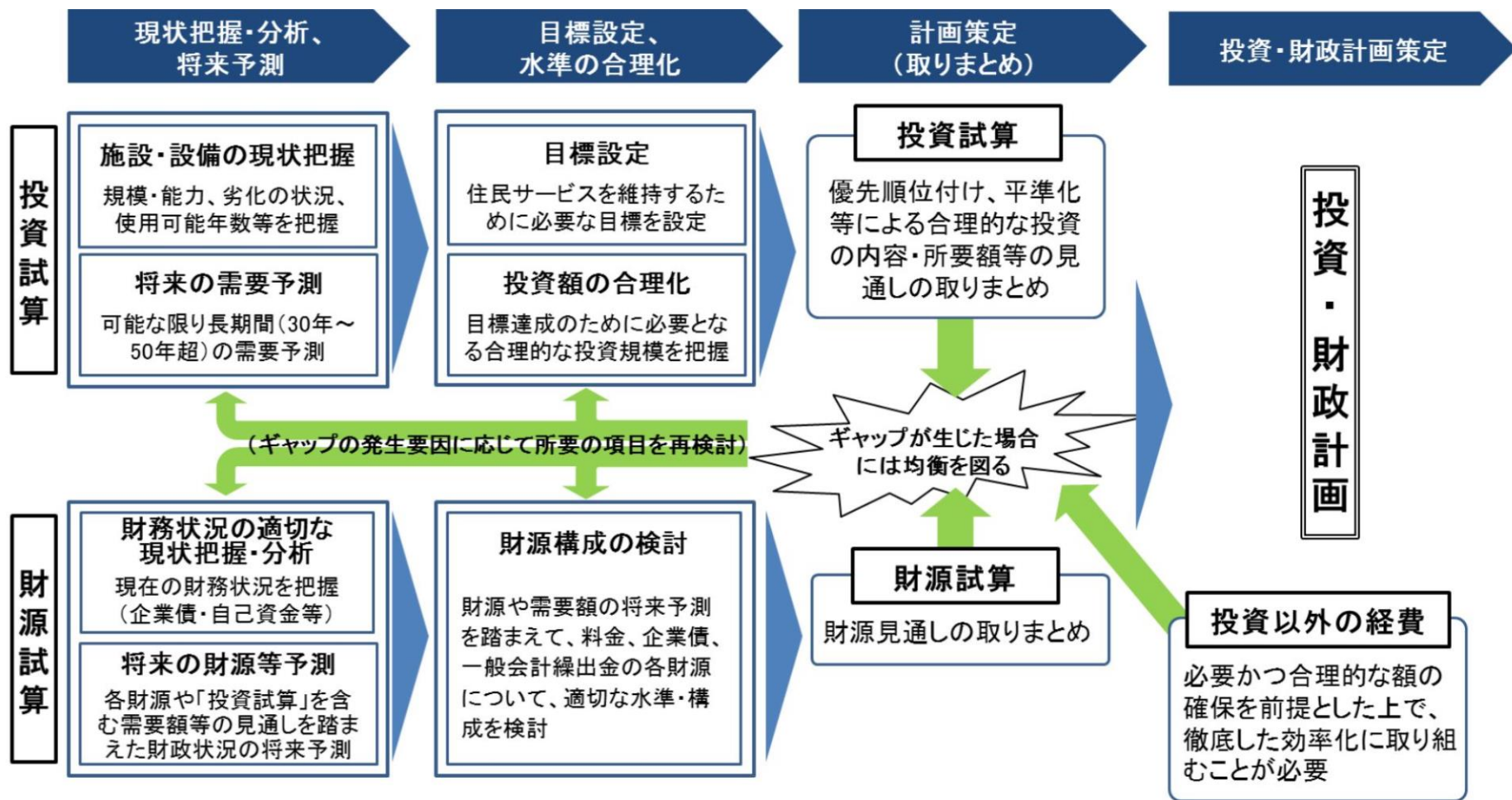
《その他》

- ・「経営戦略策定・改定ガイドライン」及び「経営戦略策定・改定マニュアル(R4.1.25改定、総務省)」に従い見直しを実施
- ・実現可能性の高い経営効率化に向けた取組の検討

2. 投資・財政計画の検討条件

【検討の流れ】

投資試算と財源試算に分けて検討を行う



2. 投資・財政計画の検討条件

【投資試算の条件】

投資試算の検討条件

投資	・ <u>既計画に係る施設の整備費用</u>：「水道施設整備基本計画」、「老朽管更新計画」にて算定した年度別費用を計上（初期整備以降に発生する更新費用、設計事務委託料（事業実施の前年度に計上）も別途計上） ・ <u>上記計画以外の整備費用</u>：別途予定されている「下水道関連布設替工事」「国県道関連布設替工事」の整備費用を計上（110百万円/年で将来一定） ・ <u>固定資産購入費</u>：器具備品購入費・量水器費はH29～R4年度の平均値で将来一定、車両運搬具購入費は「喜多方市地球温暖化対策実行計画」に基づく費用を計上
投資以外の経費	・ <u>企業債償還金・支払利息</u>：市の起債条件をベースに別途算出した償還計画に基づき、年度別の金額を計上 ・ <u>職員給与費</u>：H29～R4年度の平均給料×現状の職員人数で将来一定 ・ <u>減価償却費</u>：別途償却計算にて算出した既存分・新規取得分の費用を計上 ・ <u>薬品費</u>：前年度までの値に水需要の増減と物価上昇率を考慮 ・ <u>その他（物価上昇を見込む費目）</u>：前年度までの値に物価上昇率を考慮 ・ <u>その他（物価上昇を見込まない費目）</u>：H29～R4年度の平均値で将来一定、あるいは別途試算された市計画値を設定

※H29～R3は実績、R4は予算ベースの値を使用

※物価上昇率：毎年度0.6%（内閣府の公表値）の上昇を想定

※物価上昇を見込む費目：光熱水費、通信運搬費、委託料（建設改良工事費に係る設計事務委託料を除く）、修繕費等

※物価上昇を見込まない費目：負担金、研修費、報償費、雑支出等

2. 投資・財政計画の検討条件

【財源試算の条件】

料金改定ケースの供給単価及び企業債は、現状維持ケースにおける収支ギャップを踏まえて設定

財源試算の検討条件

収益的 収入	・ <u>給水収益</u>：現状維持ケース…R3供給単価×有収水量、料金改定ケース…設定条件に応じた複数案の供給単価×有収水量 ・ <u>その他営業収益</u>：下水道使用料徴収受託収益は別途試算された市計画値に基づく増減率を基に設定、一般会計負担金(消火栓維持管理)はR4予算で将来一定、手数料はH29～R4年度の平均値で将来一定 ・ <u>他会計補助金</u>：別途試算された市計画値(統合水道に係る分)を計上 ・ <u>長期前受金戻入</u>：別途償却計算にて算出した既存分・新規取得分の費用を計上 ・ <u>国庫補助金・他会計繰入金</u>：見込まない ・ <u>上記以外の収入</u>：H29～R4年度の平均値で将来一定
資本的 収入	・ <u>企業債</u>：現状維持ケース…起債しない、起債ケース…設定条件に応じた複数案の起債額を計上 ・ <u>出資金(統合水道)</u>：別途試算された市計画値(統合水道に係る分)を計上 ・ <u>出資金(老朽管更新)</u>：37百万円/年をR5年度以降一定で計上 ・ <u>国庫補助金</u>：生活基盤耐震化交付金として、28百万円/年をR5年度以降一定で計上 ・ <u>工事負担金</u>：下水道関連布設替工事費及び国県道関連布設替工事費の4割を計上 ・ <u>上記以外の収入</u>：見込まない

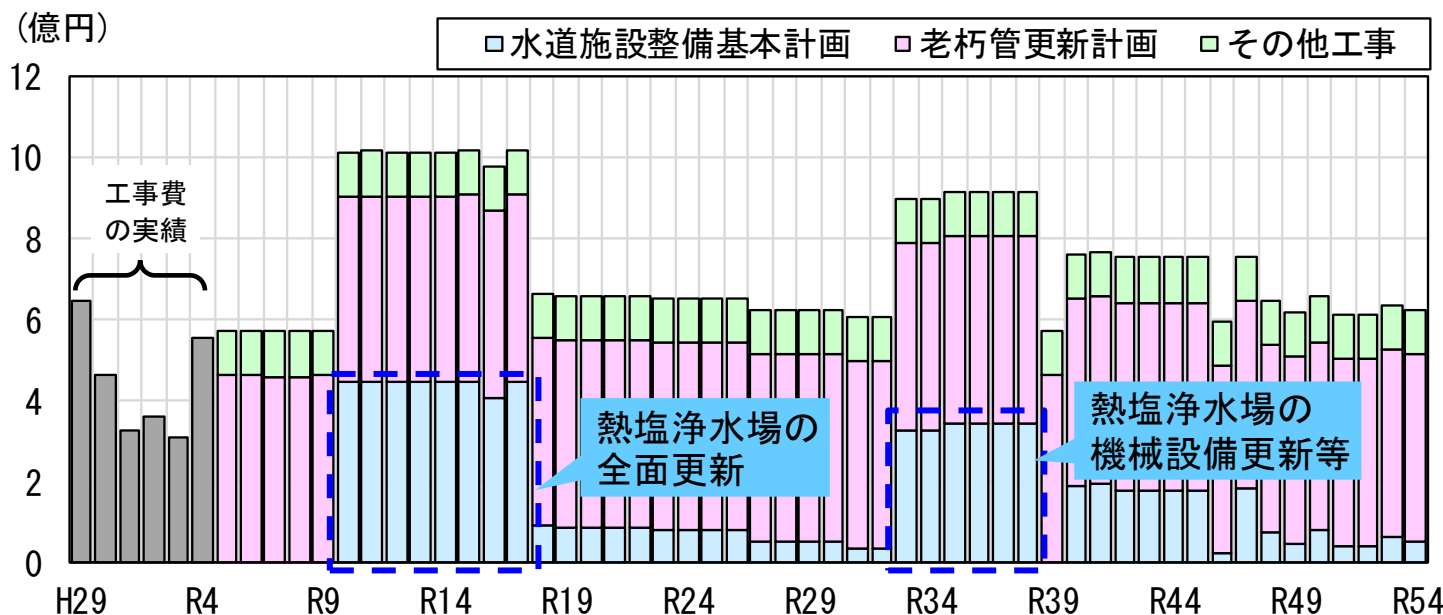
※H29～R3は実績、R4は予算ベースの値を使用
※有収水量は、別途試算した水需要予測結果を使用

3. 投資・財政計画の検討結果

【現状維持ケース：投資試算①】

現状維持（料金改定・起債なし）とした場合における投資試算結果より、工事費用は5.7～10.2億円/年で推移する見通しとなった（R10～R17年度及びR33～R38年度の投資額が特に多い）。

▼投資の見通し（工事費用、H29～R54）



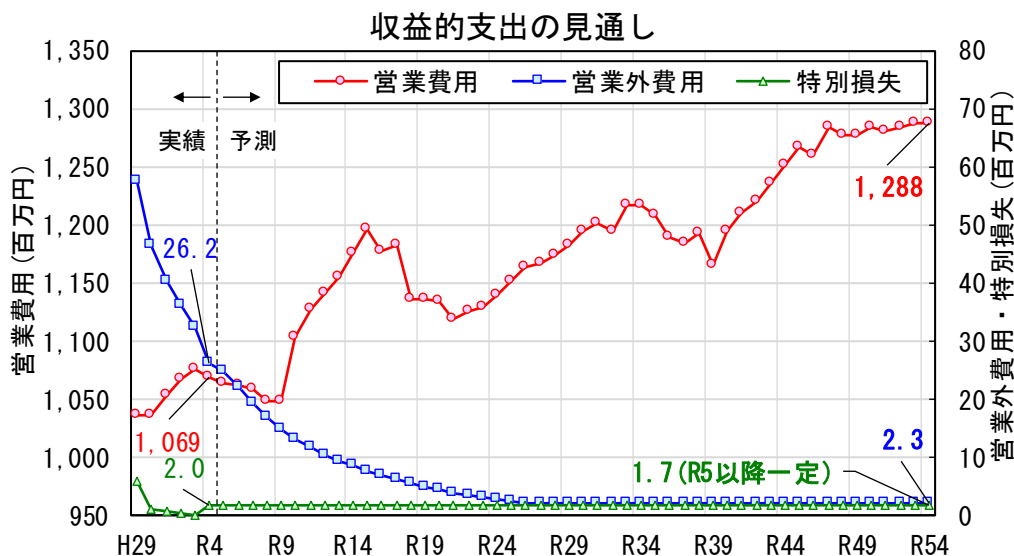
※工事に係る委託費及び固定資産購入費はここでは含めていない

3. 投資・財政計画の検討結果

【現状維持ケース：投資試算②】

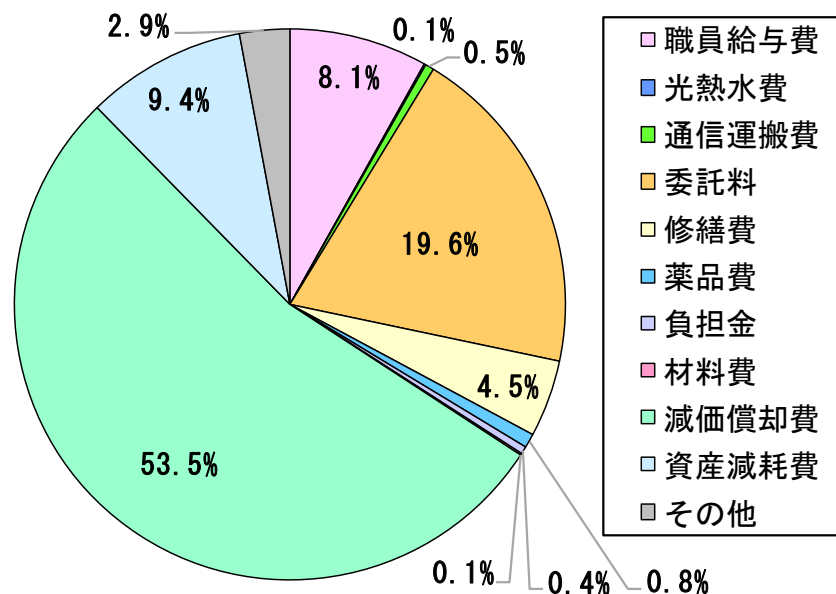
現状維持とした場合における投資試算結果より、収益的支出はR5～R54年度の期間、10.7～12.9億円/年で推移する見通しとなった。

▼収益的支出の見通し(H29～R54)



※営業外費用＝企業債支払利息(R26年度以降は0)＋雑支出

▼営業費用の内訳(R5～R14の10年間)

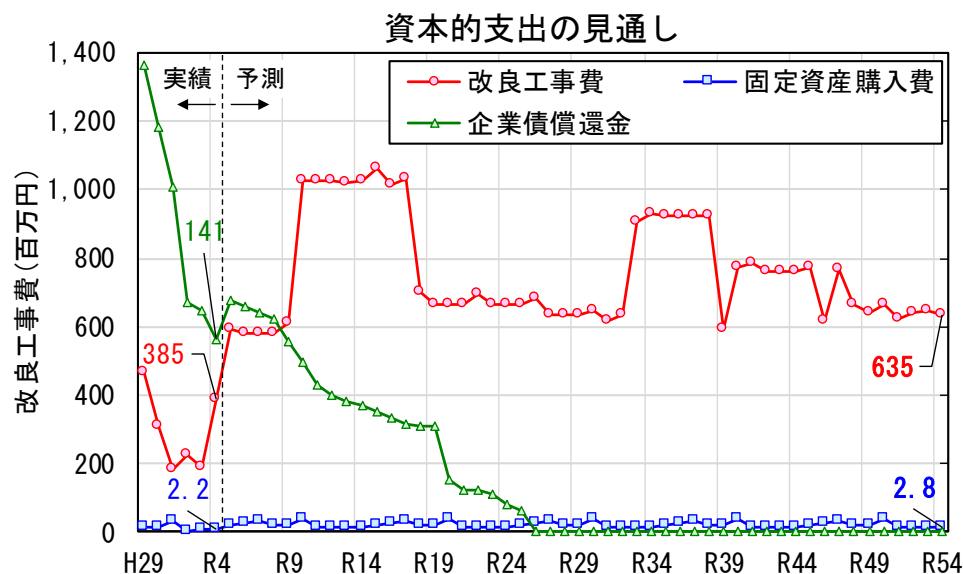


3. 投資・財政計画の検討結果

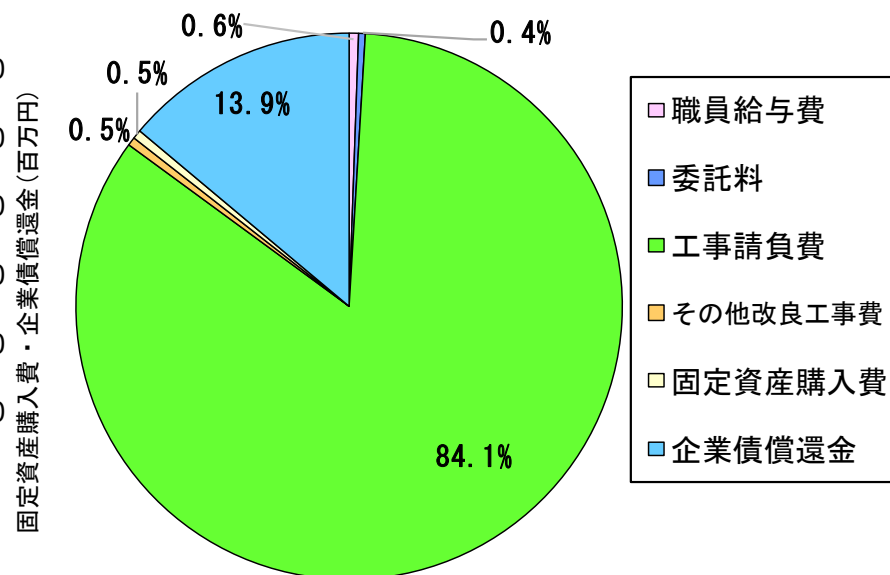
【現状維持ケース：投資試算③】

現状維持とした場合における投資試算結果より、資本的支出はR5～R54年度の期間、6.0～11.6億円/年で推移する見通しとなった。

▼資本的支出の見通し(H29～R54)



▼資本的支出の内訳(R5～R14の10年間)

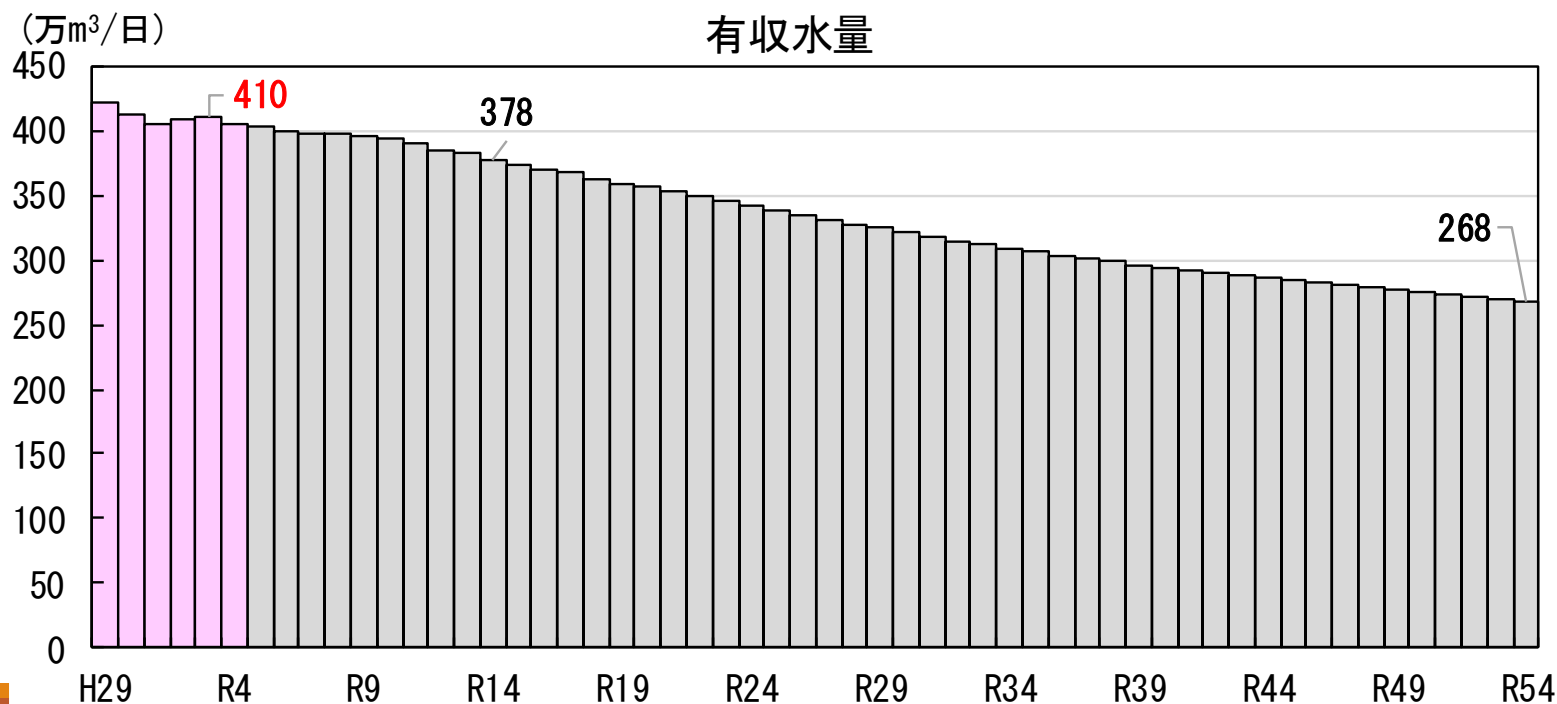


※改良工事費＝職員給与費＋委託料＋工事請負費＋その他

3. 投資・財政計画の検討結果

【現状維持ケース：財源試算①】

水需要予測結果より、有収水量は計画期間の10年間でR3年度実績（410万 m^3 /年）に対し8%減、50年後のR54年度には35%減となる見通しとなった。



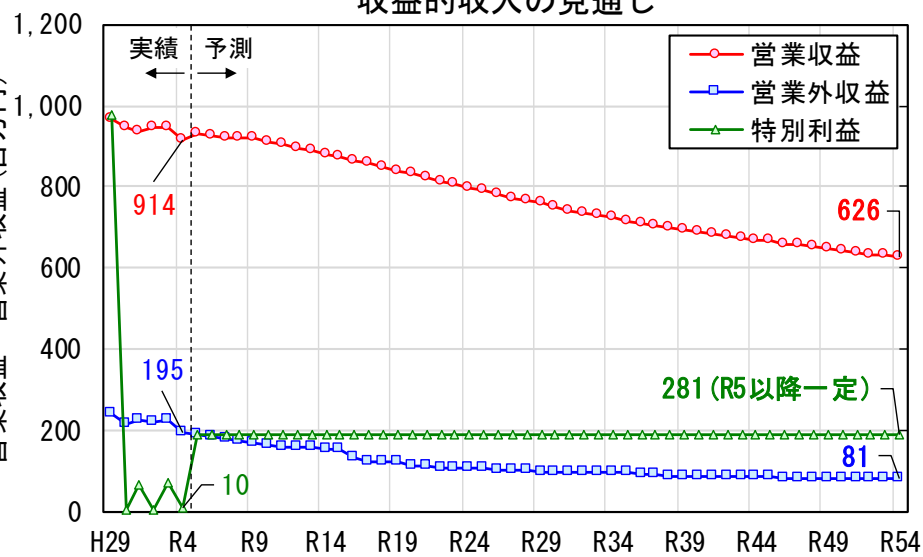
3. 投資・財政計画の検討結果

【現状維持ケース: 財源試算②】

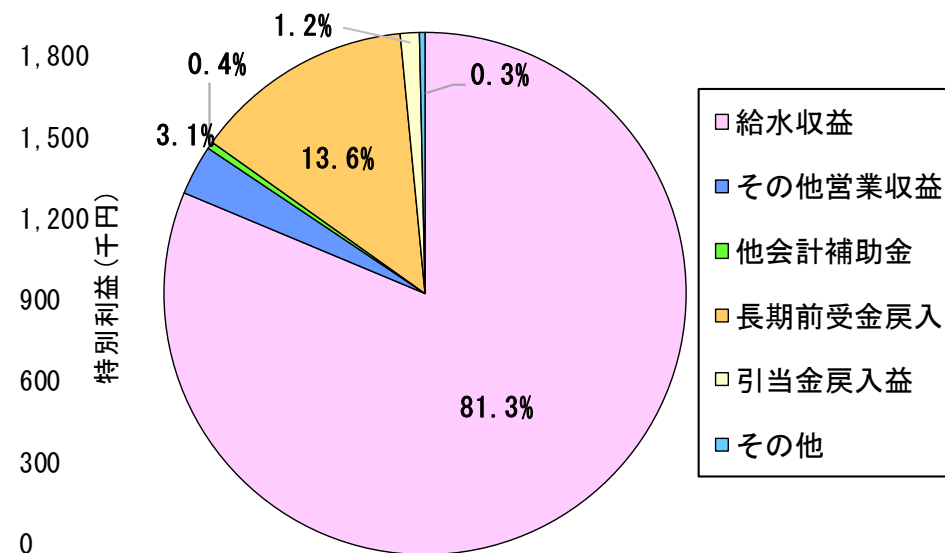
現状維持とした場合における財源試算結果より、収益的収入は11.2億円/年(R5年度)から7.1億円/年(R54年度)に減少する見通しとなった。

▼収益的収入の見通し(H29～R54)

収益的収入の見通し



▼収益的収入の内訳(R5～R14の10年間)



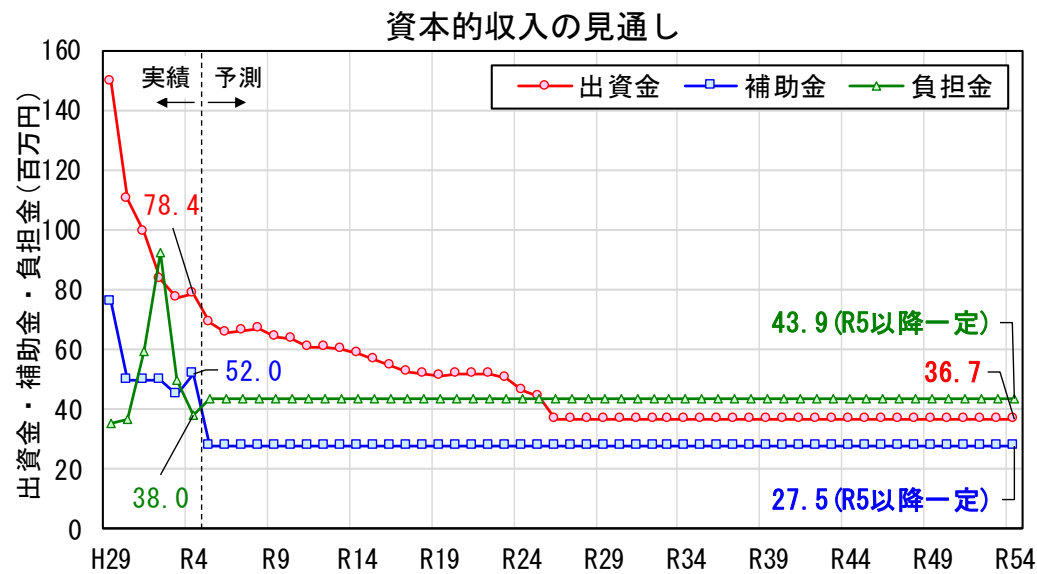
供給単価はR3で一定としているため、水需要の減少に伴い給水収益も減少

3. 投資・財政計画の検討結果

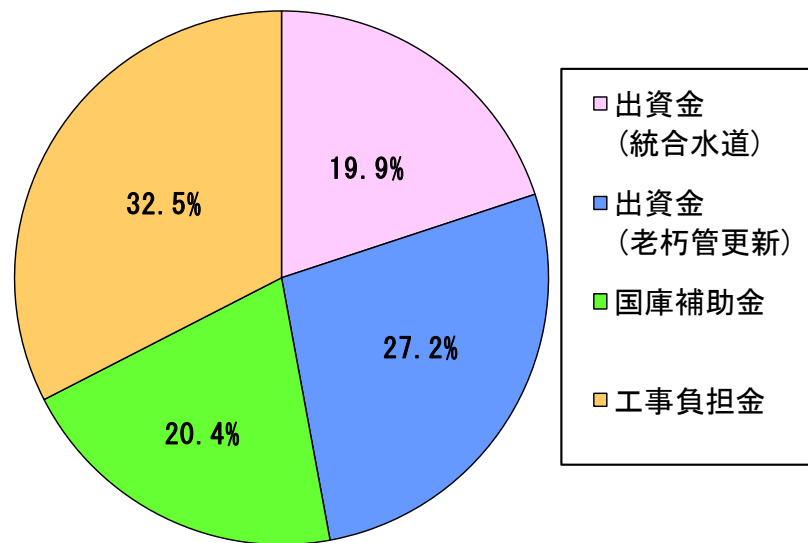
【現状維持ケース：財源試算③】

現状維持とした場合における財源試算結果より、資本的収入は1.4億円/年(R5年度)から1.1億円/年(R54年度)に減少する見通しとなった。

▼資本的収入の見通し(H29～R54)



▼資本的収入の内訳(R5～R14の10年間)



現状維持ケースでは起債しないこととしているため、企業債は0円
(実績はH29:337百万円、H30:129百万円、R1以降は0円)

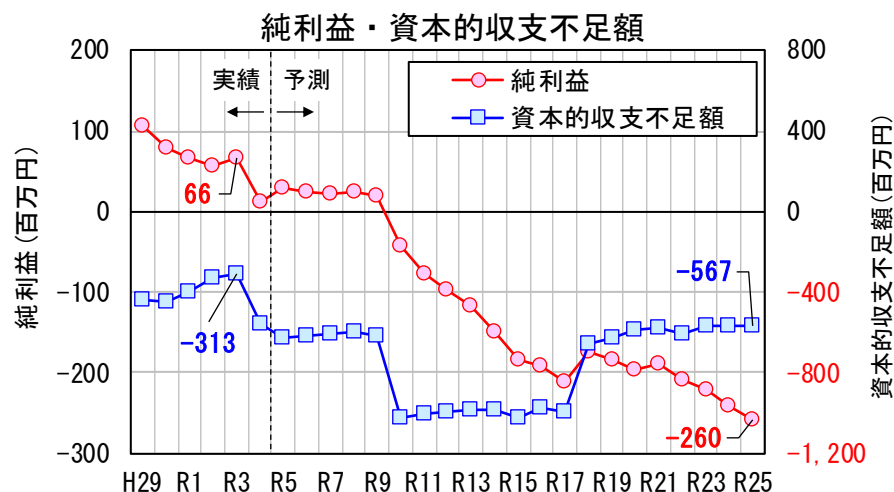
3. 投資・財政計画の検討結果

【現状維持ケース：収支比較】

以降で示す試算結果は、計画期間前後の状況をより把握しやすくするため、**R25年度まで**とした。
また、R4年度は予算値であるため、最新実績として図中に明記する数値は、**R3年度**とした。

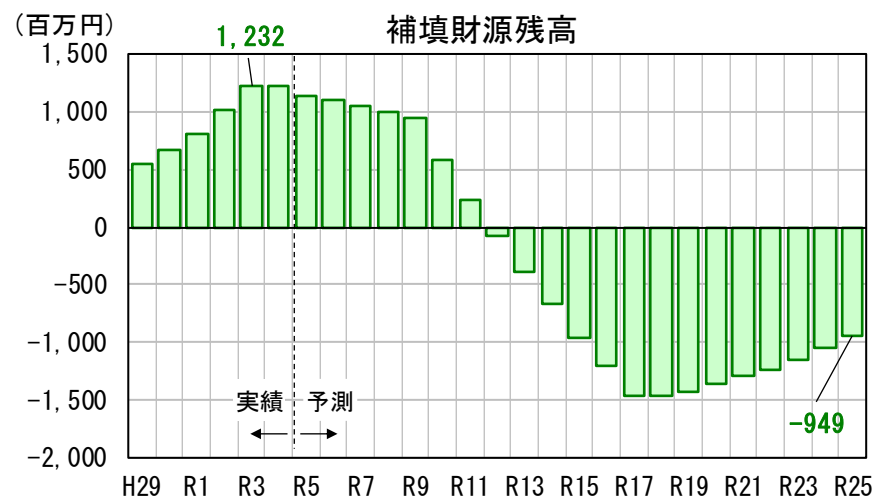
投資・財源試算結果より、現状維持とした場合においては、R12年度には補填財源残高がマイナスになる見通しとなった。

▼収益的収支・資本的収支(H29～R25)



支出の増大により、R9年度以降は収益的収支・資本的収支ともにマイナスで推移

▼補填財源残高(H29～R25)



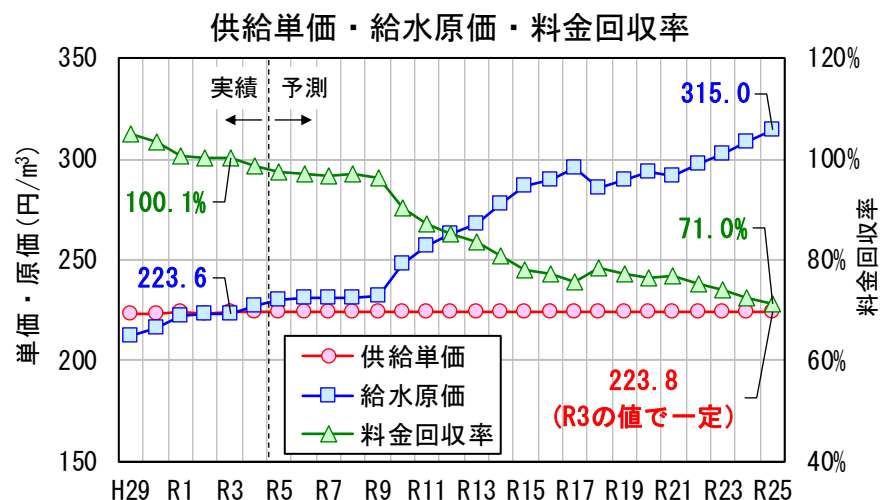
支出の増大により収支ギャップが生じ、R12年度に財源が枯渇

3. 投資・財政計画の検討結果

【現状維持ケース：経営指標】

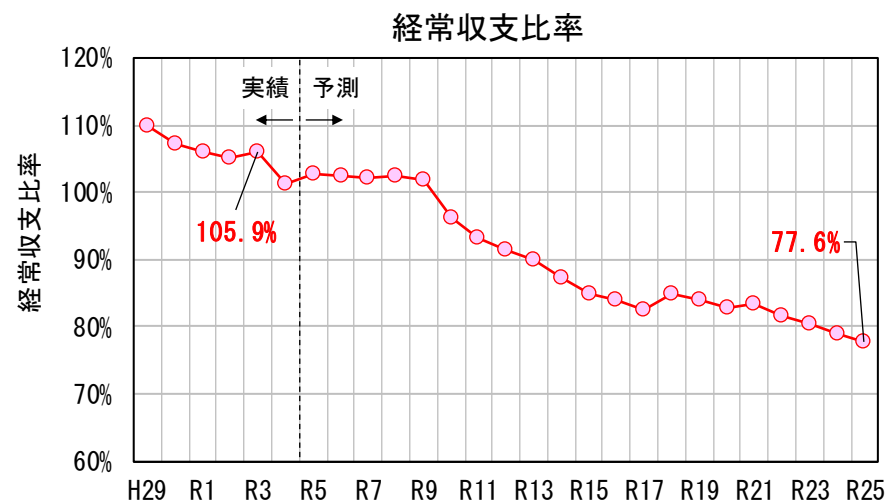
投資・財源試算結果より、現状維持とした場合においては、経常収支比率や料金回収率が100%を下回る見通しとなった。

▼給水原価・供給単価・料金回収率(H29～R25)



※料金回収率等の説明は後述

▼経常収支比率(H29～R25)



現状維持では財源枯渇や経営悪化が生じるため、収支ギャップを解消し適切な財源を確保するために、料金改定や企業債の起債が必要となる。⇒料金改定・起債を見込んだケースで再試算

3. 投資・財政計画の検討結果

【試算条件の見直し(数値目標等)】

以下の検討方針に従い試算条件を見直した上で、再度投資・財源試算を行うこととした。

■経常収支比率(経常収益÷経常費用×100)

- …経常収支比率は、料金収入や一般会計からの繰入金等の収益で、人件費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標(100%以上が望ましい)
- …健全性を維持することを目標に、**全ての期間で100%を維持**できることを前提とする

※経常収益・経常費用:事業を継続していく上で経常的に得られる収入及び発生する費用
(⇔特別利益・特別損失)

■料金回収率(供給単価÷給水原価×100)

- …料金回収率は、給水に係る費用が、どの程度給水収益で賄えているかを表す指標(100%以上が望ましい)
- …健全性を維持することを目標に、**全ての期間で100%を維持**できることを前提とする

※供給単価:水道利用者からいただく1m³あたりの平均単価(=有収水量1m³あたりの収益)

※給水原価:水道水を1m³作るのに必要となる経費(=有収水量1m³あたりの費用)

3. 投資・財政計画の検討結果

【試算条件の見直し(数値目標等)】

以下の検討方針に従い試算条件を見直した上で、再度投資・財源試算を行うこととした。

■補填財源残高

- …補填財源は、資本的収支不足額を補填するために留保された資金(主に減価償却費や利益由来の積立金等)
- …事業運営の継続を可能とするため、**全ての期間で5億円以上を確保**できることを前提とする(H29～R5における給水収益の約6ヵ月分)

■起債条件

- …上記条件を満足するよう、ケース毎に**異なる起債時期や起債率**を設定
- …償還方法:市で予定している方法(半年賦元利均等償還20年(3年据置17年償還))
- …利率:最近の上昇傾向を考慮するため、「経営戦略策定・改定マニュアル」を参考に、過去10ヵ年の最高値(1.0%)に危険負担である0.5%を加算した**1.5%**を設定

■その他

- …起債に係る費目以外の「投資及び投資以外の経費」については変更なし

3. 投資・財政計画の検討結果

【試算条件の見直し(料金改定について)】

料金改定率については、以下を前提に検討することとした。

●改定初年度はR6年度とする

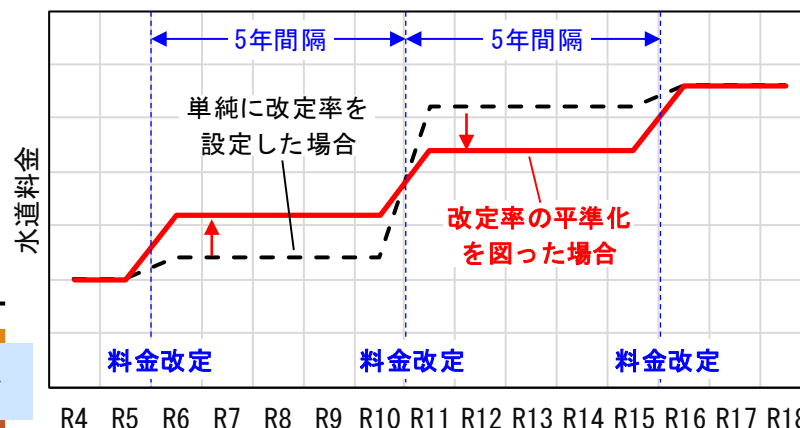
…料金改定を行うとした場合、改定に向けた検討や答申までの審議会の開催、答申後から適用までの準備期間等を考慮すると、料金改定が可能となるのは最短でもR6年度になると考えられるため、**改定初年度を令和6年度**と設定。

●改定間隔は5年毎とする

…水道料金算定要領において、「料金の安定性、期間的負担の公平、原価把握の妥当性及び水道事業者の経営責任の面など諸々の要素を考慮してみると概ね将来の3年から5年を基準に設定することが妥当」とされていることから、**改定間隔を5年**と設定。

●各年度の改定率は平準化を図る

…前述の見直し条件を満足した上で、水道料金の激変が生じないよう、改定率については**極力平準化を図る**こととする。



※検討上の条件設定であり、上記内容で料金改定を行うことが現時点で確定しているわけではない

改定率検討のイメージ

3. 投資・財政計画の検討結果

【検討ケース】

■料金改定のみ

…起債を行わず、料金改定のみ行うケース

■改定優先ケース

…企業債の起債を最低限とし、残りの不足分を全て料金改定で賄うケース

…企業債の起債は工事費が最も高くなるR10～17年度のうち初年度のR10のみとし、起債率は直近10ヵ年実績における最小値(27.9%)とする。

■起債優先ケース

…料金改定は経常収支比率100%以上を維持可能な最低限とし、残りの不足分を全て企業債で賄うケース(起債率はR10～R17で一律とする)

ケース概要

※改定率は前年度の供給単価に対する改定後の供給単価比率

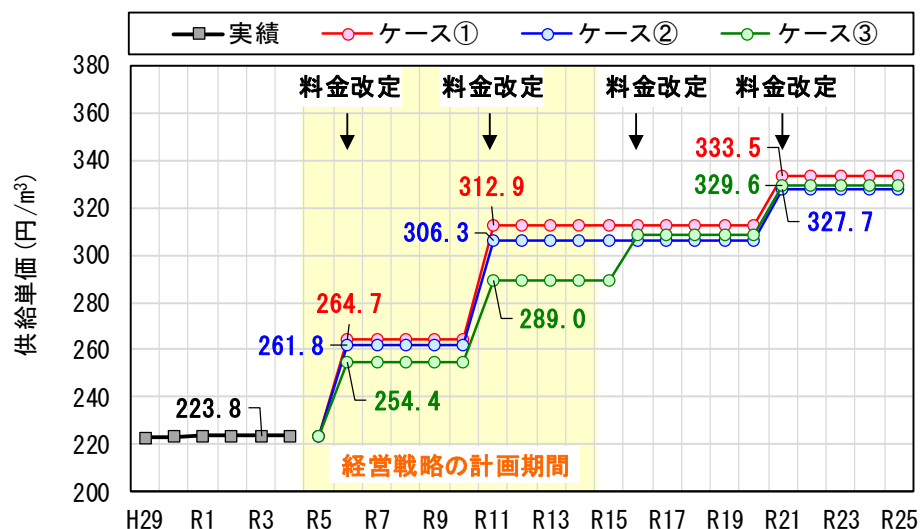
ケース		起債条件	R6～R21改定率
①	料金改定のみ	起債無	0.0～18.3%
②	改定優先	起債時期：R10年度 起債率：27.9%(総額2.8億円)	0.0～17.0%
③	起債優先	起債時期：R10～R17年度 起債率：9.2%(総額7.4億円)	6.8～13.7%

3. 投資・財政計画の検討結果

【検討結果①】

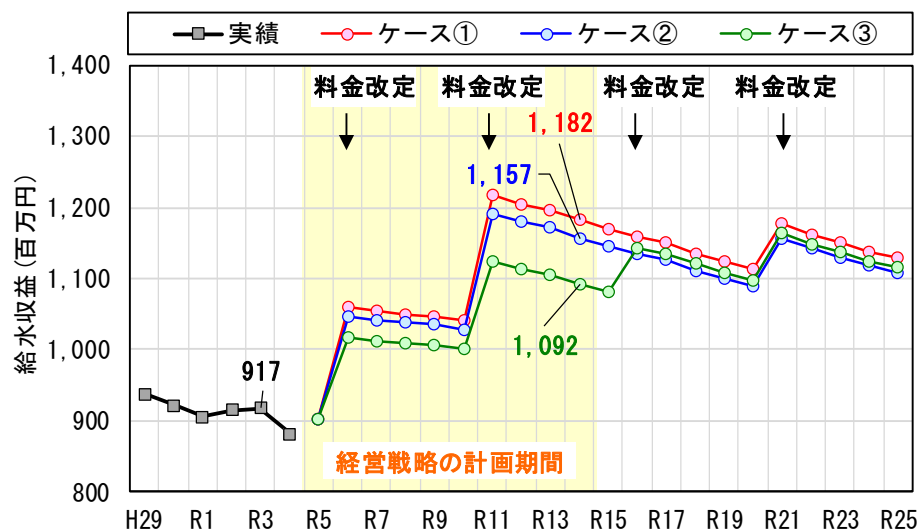
試算結果より、令和14年度の供給単価が最も低くなるのは、検討ケース③となった(R3年度に対して29.2%上昇)。

供給単価



計画期間内ではケース間で最大24円/m³の差が生じる。R16以降はケース間で大きな差はない。

給水収益



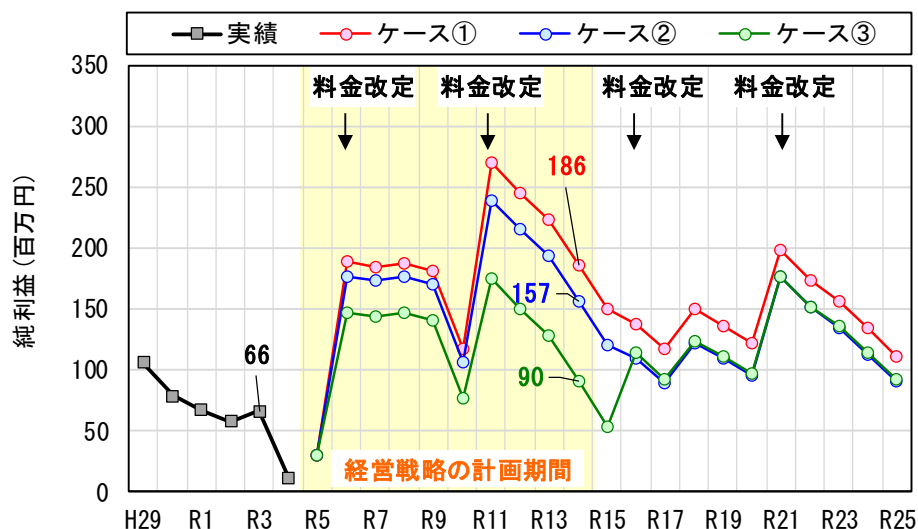
いずれのケースも改定年度に上昇し、以降は水量減少に伴い給水収益は減少する。

3. 投資・財政計画の検討結果

【検討結果②】

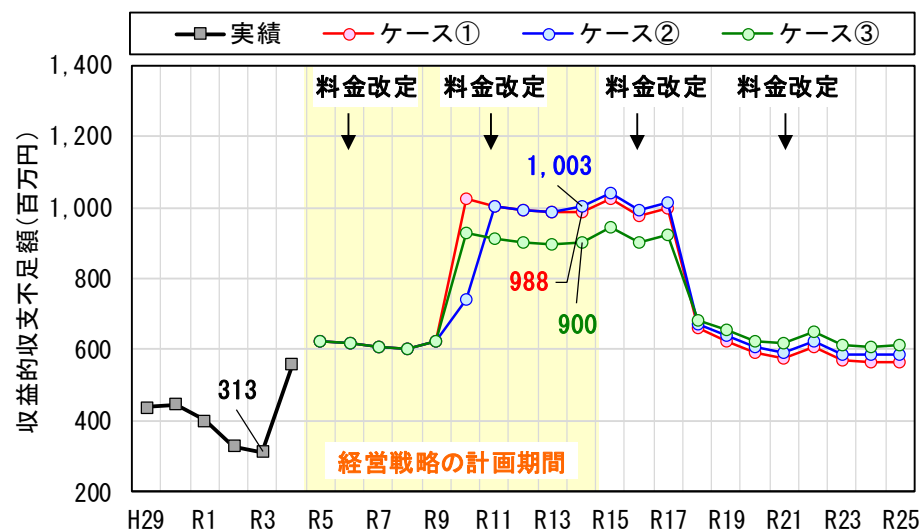
試算結果より、いずれのケースにおいても純利益はプラスで推移し、資本的収支不足額が最も低くなるのは検討ケース③となった。

純利益



純利益が最も高いケース①において、現状(R3)に比べR14には2.8倍となる。

資本的収支不足額



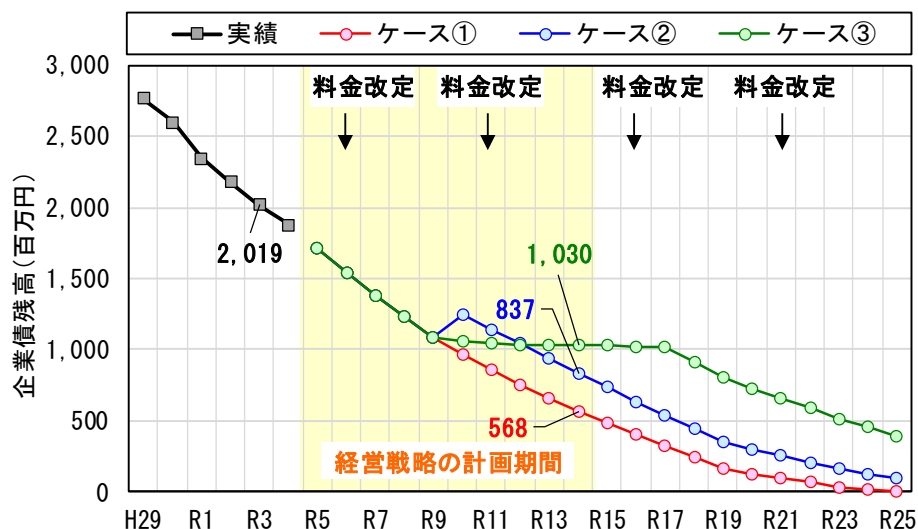
いずれのケースにおいても現状(R3)に比べ高く推移する。ケース②が最も高くR14には現状(R3)の3.2倍となる。

3. 投資・財政計画の検討結果

【検討結果③】

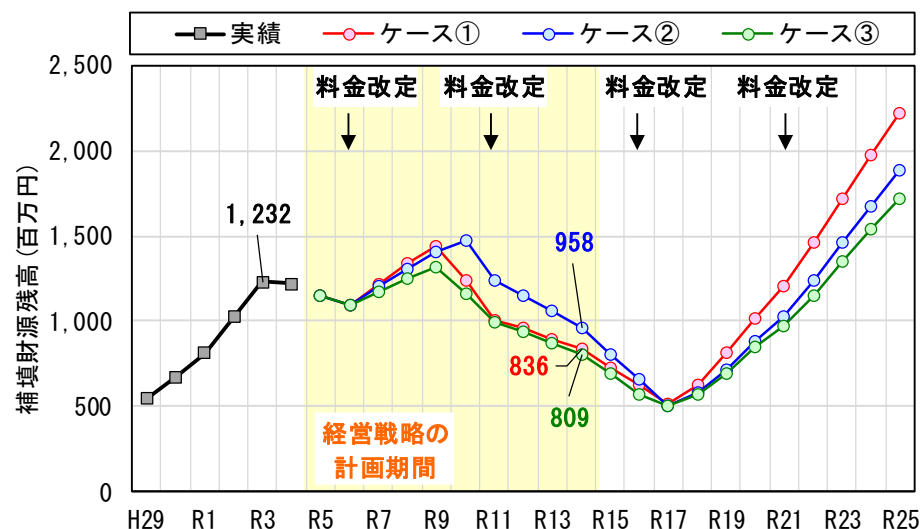
試算結果より、令和14年度の企業債残高が最も低くなるのは、検討ケース①となった。補填財源残高は全期間で条件を満足している。

企業債残高



起債額が最も大きいケース③においても、現状(R3)に比べR14には1/2程度となる。

補填財源残高



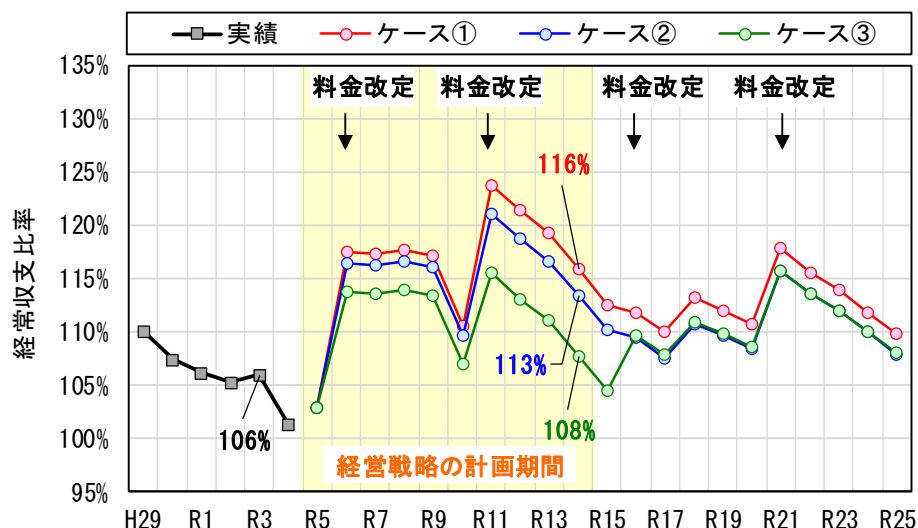
最も低くなるR17においても、必要な補填財源残高(5億円)を確保できる。

3. 投資・財政計画の検討結果

【検討結果④】

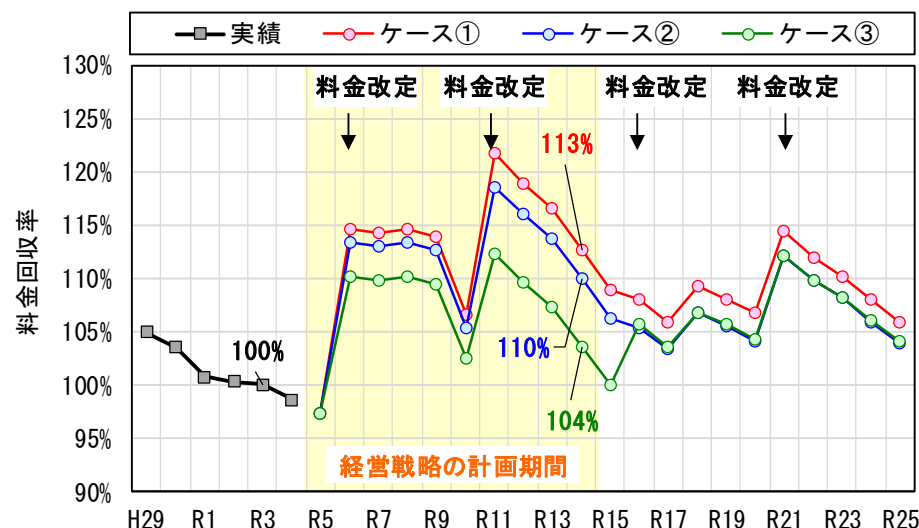
各ケースの投資・財源試算より、いずれの検討ケースにおいても、全期間で経常収支比率及び料金回収率の条件を満足している。

経常収支比率



いずれのケースにおいても100%以上で推移する。(検討ケース①が最も高く推移)

料金回収率



いずれのケースにおいても100%以上で推移する。(検討ケース①が最も高く推移)

3. 投資・財政計画の検討結果

【採用案の決定】

以下の理由から、「検討ケース③」をベースに検討を進めることを想定する。

- 平均的な料金改定率が最も低くなることに加え、平準化を図ることで急激な変化を抑えることができるため、**市民への影響が他の検討パターンに比べ小さい**
- 起債率は他の検討パターンに比べ高くなるが、単年度あたりの企業債借入額は過年度実績と比べて小さく、起債期間も令和10年度～令和17年度と限定的であることから、将来世代への過度な負担を強いるものではない。

▶ 上記採用案をベースに、料金適正化計画の検討を行う

3. 投資・財政計画の検討結果

【料金改定率の他都市事例】

各検討ケースで設定された改定率(R6～R21で最大18.3%)は、他事業体と比べて過大な数値ではない

都道府県	市町村(事業体)	改定日	平均改定率
神奈川県	佐川町	R3. 4. 1	20. 0%
神奈川県	横浜市	R3. 7. 1	12. 0%
大阪府	富田林市	R3. 10. 1	15. 0%
長野県	上田市	R3. 10. 1	8. 3%
愛知県	知多市	R3. 10	11. 3%
茨城県	茨城県南水道企業団	R4. 4. 1	23. 0%
岐阜県	本巣市	R4. 4. 1	29. 0%
大阪府	大阪広域水道企業団 (千早赤阪)	R4. 4. 1	26. 0%
三重県	津市	R4. 4. 1	28. 0%
群馬県	前橋市	R4. 4. 1	17. 0%
福岡県	飯塚市	R4. 4. 1	35. 0%
千葉県	佐倉市	R4. 4. 1	7. 2%
北海道	釧路市	R4. 4	2. 9%
北海道	留萌市	R4. 4	10. 0%
新潟県	十日町市	R4. 6. 1	19. 0%

都道府県	市町村(事業体)	改定日	平均改定率
兵庫県	香美町	R4. 6	11. 0%
北海道	旭川市	R4. 7. 1	14. 9%
神奈川県	三浦市	R4. 7. 1	10. 0%
埼玉県	ときがわ町	R4. 10. 1	39. 3%
島根県	益田市	R4. 10. 1	6. 3%
埼玉県	上里町	R4. 10. 1	39. 0%
京都府	宇治市	R4. 10	14. 4%
茨城県	大洗町	R4. 10	28. 0%
愛媛県	新居浜市	R4. 10	32. 8%
山口県	長門市	R4. 10	10. 0%
岩手県	一関市	R4. 10	8. 7%
宮崎県	日向市	R5. 1. 1	15. 2%
三重県	桑名市	R5. 1	10. 0%
兵庫県	豊岡市	R5. 4. 1	17. 3%
京都府	八幡市	R5. 4	17. 7%

最小:2.9% 最大:39.3% 平均:17.9%

※令和3年度以降に料金改定を行っており(または行う予定)、HPにて平均改定率が明記されている事業体を調査・集計(上記以外にも改定率の記載はないが改定を行っている事業体はある)

■諮問事項

【審議事項①】

①喜多方市水道事業経営戦略改定について

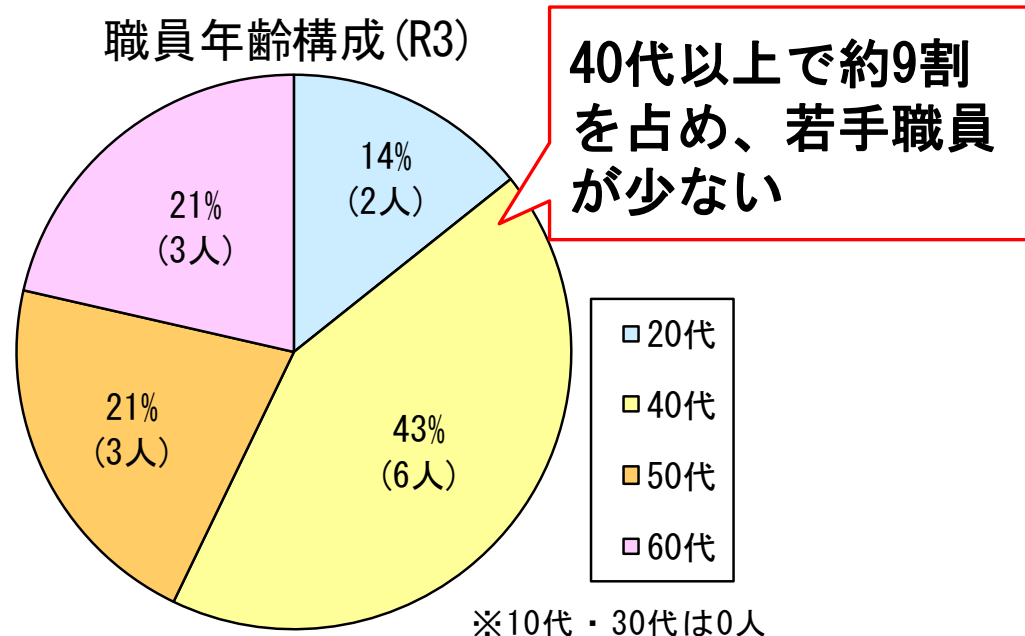
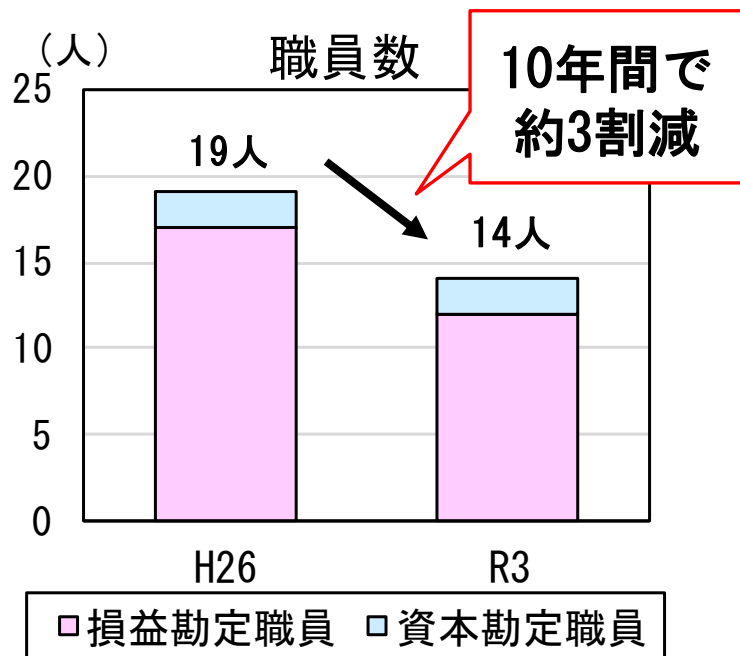
- ・投資試算の検討方針、検討結果
- ・財源試算の検討方針、検討結果
- ・試算条件見直しの考え方、検討ケース
- ・採用案

參考資料

1. 第1回審議会のおさらい

【喜多方市水道事業の現状(ヒト)】

本市の水道事業職員は合計14人であり、そのうち40代以上が約9割を占めている。民間委託の導入等により職員数が大幅に減少してきたこともあり、技術・知識の継承及び後継者育成等が課題となっている。

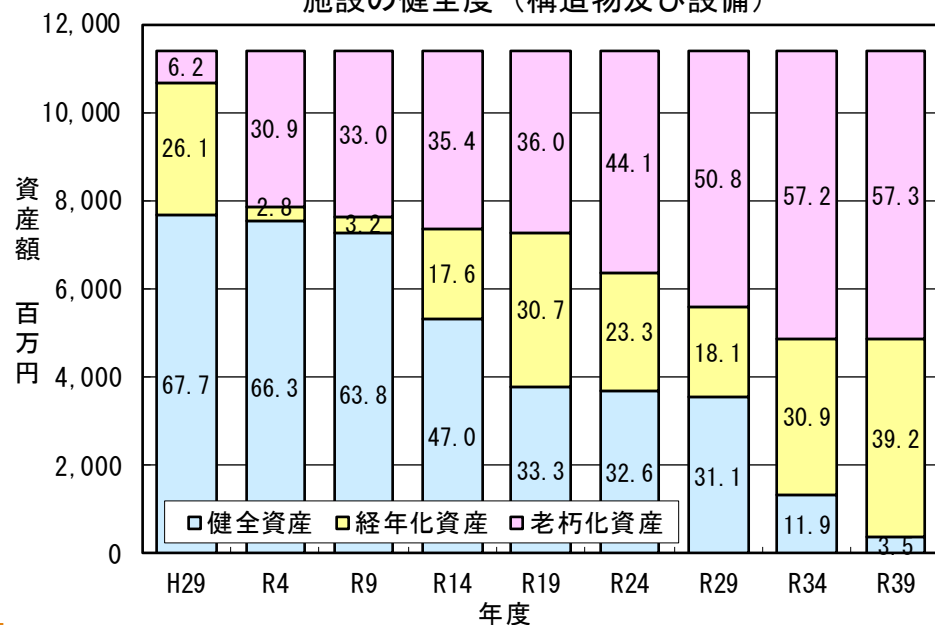


1. 第1回審議会のおさらい

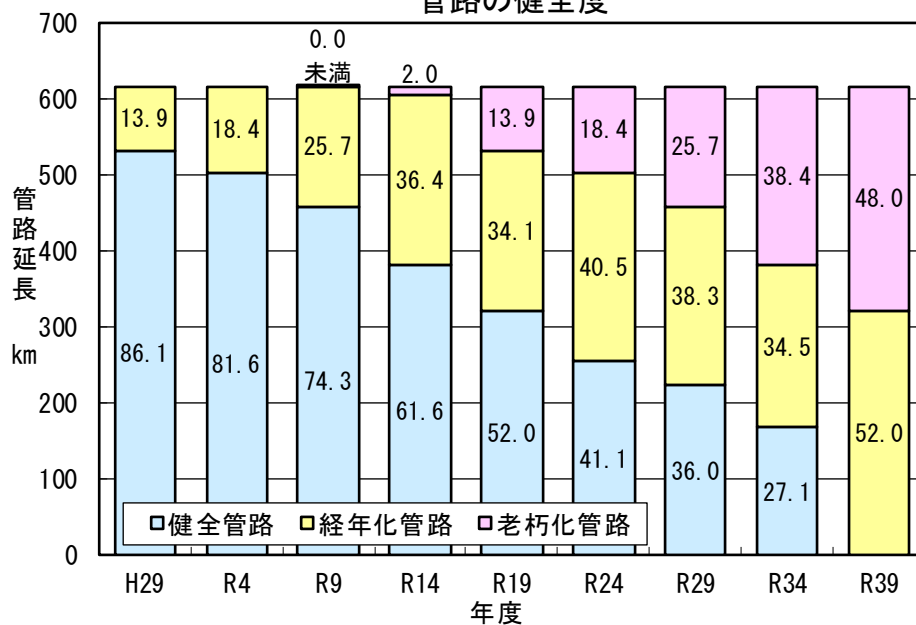
【喜多方市水道事業の現状(モノ:健全度)】

H29年度末時点で、法定耐用年数を過ぎて使用している資産は、施設が32.3%(資産額ベース)、管路が13.9%(延長ベース)存在しており、このまま更新しなかった場合、現在から10年後のR14年度にはそれぞれ53.0%、38.4%になることから、計画的な更新が必要となる。

施設の健全度 (構造物及び設備)



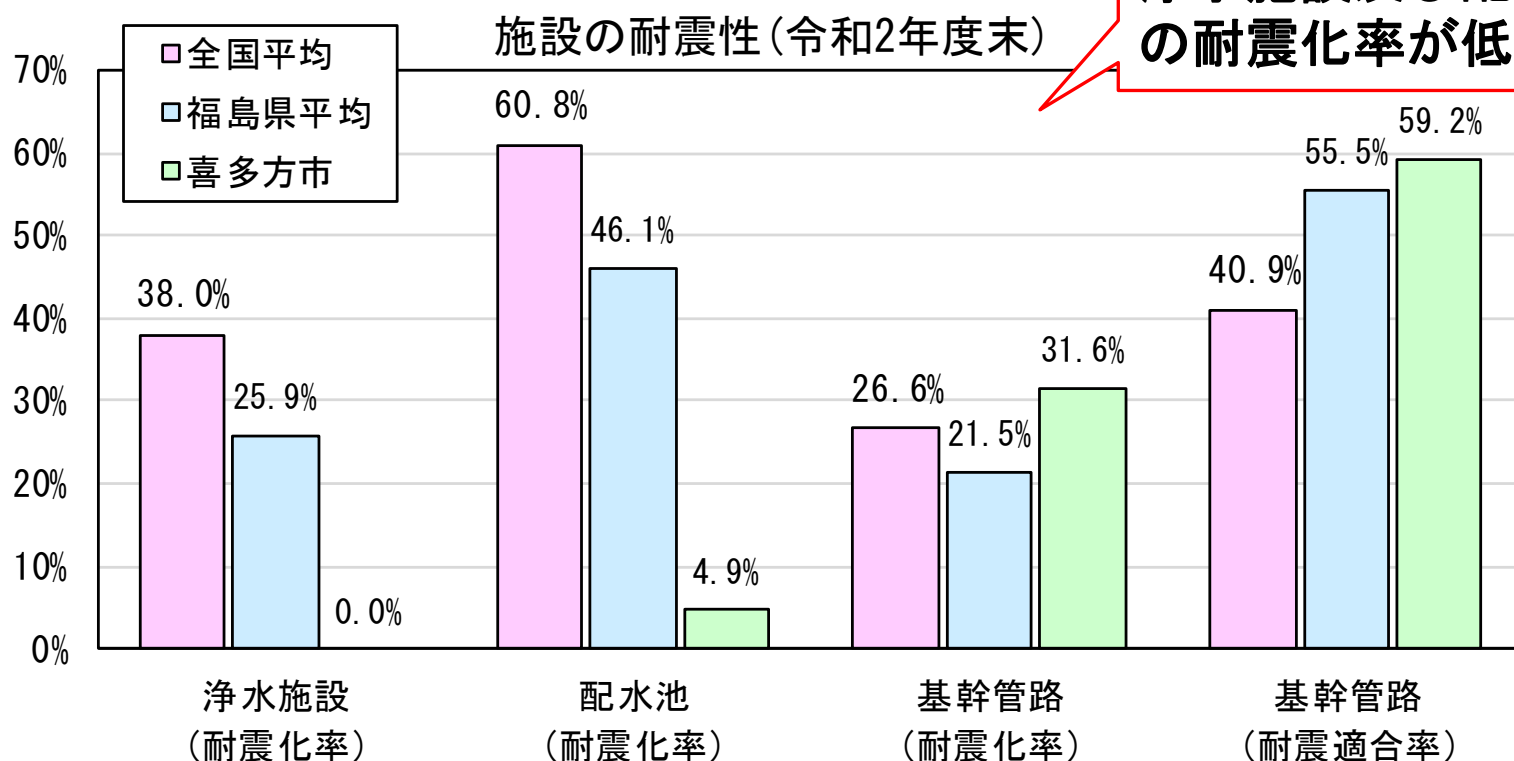
管路の健全度



1. 第1回審議会のおさらい

【喜多方市水道事業の現状(モノ:耐震性)】

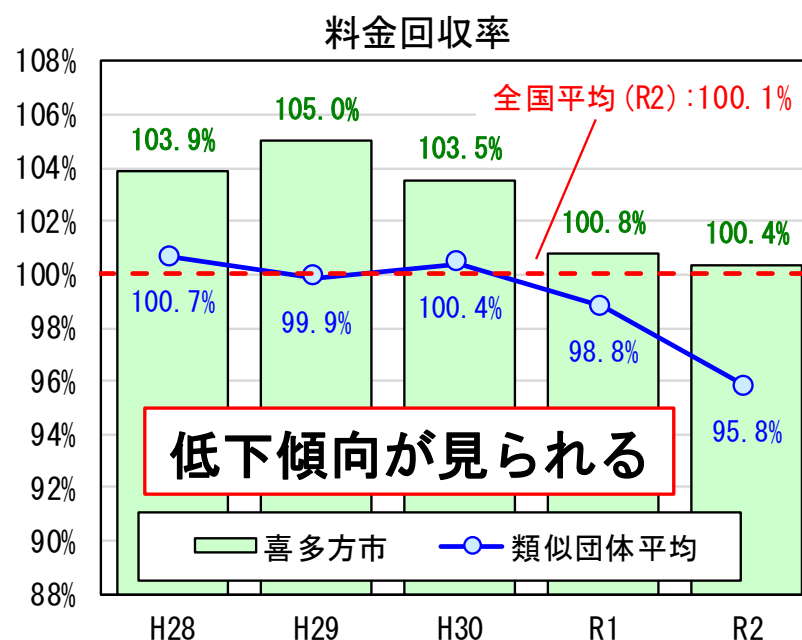
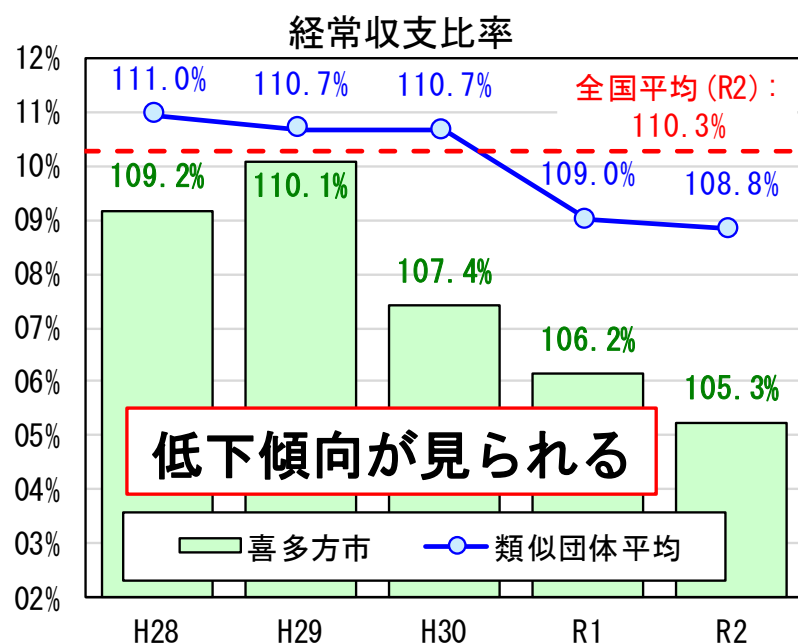
重要給水施設に関連する水道施設は危険度の高い地域(震度6強～6弱)に位置しているが、本市水道施設の耐震化率は低く、更新事業とは別に耐震化事業を進める必要がある。



1. 第1回審議会のおさらい

【喜多方市水道事業の現状(カネ)】

現状では概ね健全な経営ができているものの、経常収支比率・料金回収率が低下傾向、給水原価が高い、有収率が低い等の課題を抱えていることから、経営改善に向けた取組が必要である。

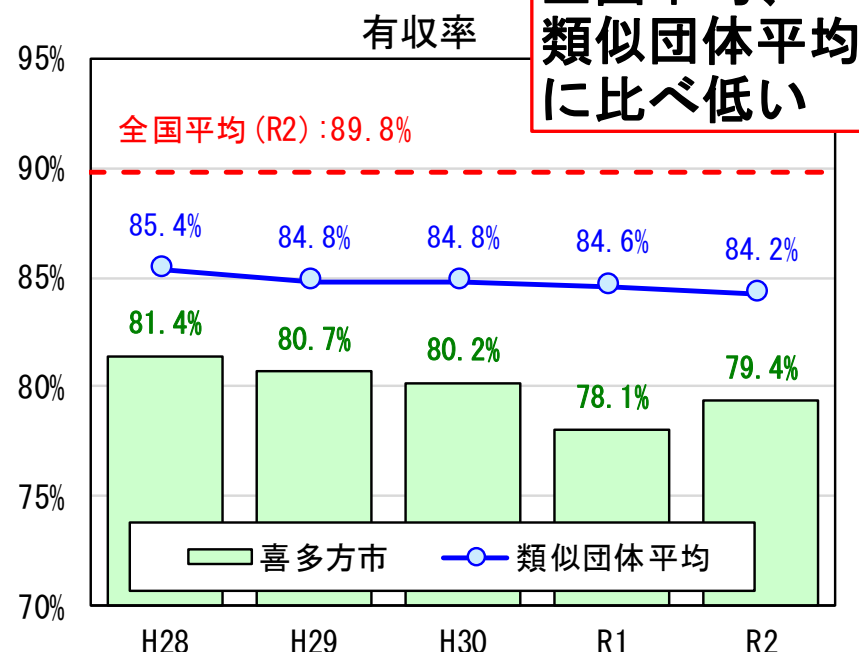
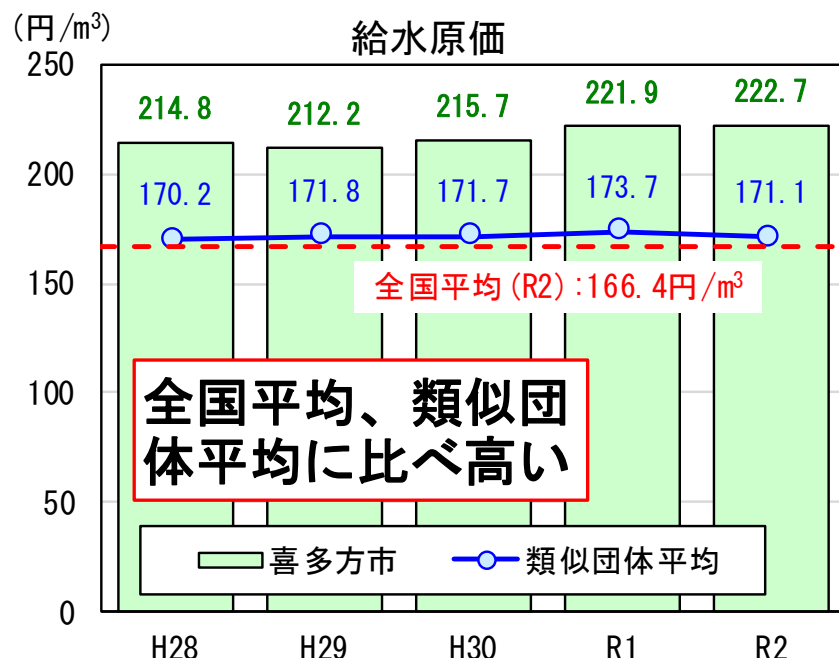


- ・経常収支比率: 経常費用に対する経常収益の割合。100%以上となっていることが望ましい。
- ・料金回収率: 給水原価に対する供給単価の割合。100以上となっていることが望ましい。

1. 第1回審議会のおさらい

【喜多方市水道事業の現状(カネ)】

現状では概ね健全な経営ができているものの、経常収支比率・料金回収率が低下傾向、給水原価が高い、有収率が低い等の課題を抱えていることから、経営改善に向けた取組が必要である。



- ・給水原価: 1m³の水道水を作るための費用(製造単価)。
- ・有収率: 給水する水量に対する料金収入があった水量の割合。

1. 第1回審議会のおさらい

【投資試算に係る既計画】

水道施設整備基本計画

- 策定年月: 令和4年2月
- 計画期間: 令和10年度～令和38年度の29年間
- 概要

喜多方市水道事業が抱える水道施設について、施設規模、老朽化(経過年数)、耐震性、重要度、将来の水需要の見通し等を整理した上で、更新順位を検討。

老朽管更新計画

- 策定年月: 令和4年2月
- 計画期間: 令和5年度～令和14年度の10年間
- 概要

市内水道管の老朽化状況を踏まえた目標更新延長を算出した上で、経年度、埋設環境、劣化度、重要度等を考慮した当面の事業実施箇所を選定。

項目	内容
更新対象施設	浄水施設 : 5 配水施設 : 38 ポンプ施設 : 26
更新費用(29年間)	浄水施設 : 37億円 配水施設 : 15億円 ポンプ施設 : 3億円 計 : 55億円

項目	内容
更新延長・費用(10年間)	① : 21.2km、12億円 ② : 10.6km、10億円 ③ : 30.8km、18億円 計 62.6km、40億円

①: 実使用年数を超過している管路

②: 重要度が高い管路

③: 口径100mm未満の配水支管

2. 投資・財政計画の検討条件

【費目に関する用語説明】

項目	説明	ページ
給水収益	水道利用者から水道料金として支払っていただいたお金。水道事業の主たる財源。	3,10,15,19,20,23
その他営業収益	給水収益以外で、水道事業活動に伴い生じる収益。本市では、下水道使用料徴収受託収益、一般会計負担金(消火栓維持に係る分)、各種検査や書類の交付等に伴い徴収する手数料が実績として計上されている。	10,15
他会計補助金	一般会計又は他の特別会計から行政上の目的をもって給付されたお金(収益的收入として計上)。本市では、「統合水道(簡易水道＋上水道)関連」への補助が見込まれている。	10,15
長期前受金戻入	資産の減価償却費に含まれる補助金等相当額を収益化するもの。減価償却費と同様、実際には現金を伴わない収入となる。	10,15
他会計繰入金	一般会計又は他の特別会計から公営企業の特別会計に出資されたお金(収益的收入として計上)。本市では、一般会計からの職員分児童手当繰入金が実績として計上されている。(人員配置により変動するため算出が困難であることから将来のシミュレーションには計上していない)	10
企業債	主に建設工事等に要する資金を調達するために国等から借入れるお金。返済に係る支出項目として、企業債償還金(＝元金、資本的支出)と支払利息(収益的支出)に分かれる。	8～10,12,13,16,18,22,25,27

2. 投資・財政計画の検討条件

【費目に関する用語説明】

項目	説明	ページ
出資金	一般会計又は他の特別会計から出資されたお金(資本的収入として計上)。本市では、「統合水道(簡易水道＋上水道)関連」及び「老朽管更新関連」への出資が見込まれている。	10,16
国庫補助金	水道事業者が行う水道施設整備等の事業に対し、国が援助として交付するお金(事業に必要な費用の一部を補助)。	10,16
工事負担金	道路工事等の公共工事に伴う配水管等の支障移転に係る工事補償金(資本的収入として計上)。本市では、「下水道関連布設替工事」と「国県道関連布設替工事」を対象工事として見込んでいる。	10,16
減価償却費	固定資産の購入費用を耐用年数で分割し、各事業年度に配分(時間の経過によって減少する資産価値を会計処理に反映する考え方)した費用。なお、実際には現金を伴わない支出であるため、内部に留保されることとなる。	9,12,20
資産減耗費	資産減耗費は、固定資産除却費と棚卸資産減耗費に分類される。管路等の固定資産が機能的に本来の使用に耐えられなくなった場合、これを廃棄して帳簿価額から除くこととなる(これを除却と言う)。この除却時に、減価償却費として費用化していない額を固定資産除却費として計上する。棚卸資産減耗費は、破損・紛失等により実際の棚卸資産が帳簿価格と一致していない場合に計上される。	12
固定資産購入費	量水器(水道メーター)や各種器具備品、車両等の固定資産(基本的に1年以上保有・使用する資産)を購入する費用。	9,11,13